

公的年金からの市・県民税の引き落としが始まります

公的年金からの市・県民税の引き落とし(特別徴収)が、10月から始まります。

対象となる税額は、公的年金などに係る所得に対する市・県民税で、給与や事業所得から算出された税額は年金からの引き落としの対象となりません。

なお、対象となる人は、6月に発送しました納税通知書で、年金から引き落としさせていただく税額をお知らせいたしましたが、市外に転出された場合、お亡くなりになられた場合や年金支給額が変わり特別徴収の税額に変更があった場合などは、特別徴収を停止させていただき、納付書または口座振替による納付をお願いしますことになります。

問 税務課 内線 213

21年度版 子育て応援特別手当のお知らせ

平成 21 年度も「経済危機対策」として、子育て応援特別手当(子ども 1 人 36,000 円)を支給します。

◇支給対象となる子

平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた子(平成 20 年度は、第 2 子以降の子を対象としましたが、今年度は全ての子対象となります)

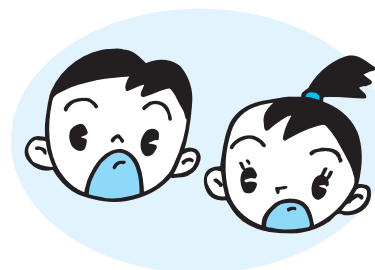
◇支給対象者

基準日の平成 21 年 10 月 1 日時点において、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次のいずれかに当てはまる人に支給します

- ・住民基本台帳に登録されていること
- ・外国人登録原票に登録されている人
(不法滞在者、短期滞在者を除く)

※支給の申請書を、基準日の住民基本台帳をもとにして作成し、12 月中旬に送付する予定ですので、引っ越しなどにより住所を移した人は、速やかに住民登録の届出を行ってください

※DV(家庭内暴力)などが原因で、美濃加茂市に住んでいながら住民登録または外国人登録のない人で「支給対象となる子」を養育されている人は、事前申請を 10 月 1 日から 30 日まで受け付けますので、こども課までお問い合わせください



問 こども課 内線 327

みんなの力で「青少年」を「有害図書」から守ろう!

成人向けの図書などを簡単に手に入れられる「有害自動販売機」は、子どもたちの不良行為を誘発・助長し、健全な育成を妨げる恐れがあるとして大変問題になっています。

有害自動販売機の設置業者は、「土地を遊ばせているよりは、自動販売機を設置して有効に利用しましょう」や「看板を設置する場所を貸してください。あの土地はこんなにお金を生んでくれますよ」など、土地所有者に有利になるような話を持ちかけてきます。しかし、実際はジュースなどの自動販売機と称して有害図書類の自動販売機が設置され、撤去ができない場合が多くあります。

自動販売機を設置するには、次のことに十分注意し、契約は慎重をお願いします。

◇契約時のチェック項目

1. 何を売ろうとしているのかを確認しましたか
2. その契約は解除ができないようになっていませんか
3. もし裁判になったとき、管轄の裁判所が遠方(例えば東京や大阪など)になっていませんか
4. その契約は「又貸し」ができるようになっていませんか
5. 設置予定場所の近くに子どもたちの通学路はありませんか
6. 設置業者の中には次のように説明することがありますので、特に注意してください

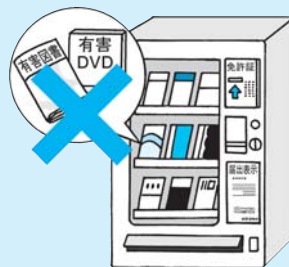
「県に許可をもらったから心配しないで」

→有害図書類の自動販売機への収納は認められていません

「青少年が買わないよう、特別な対策をしてあるから違反ではない」

→年齢識別装置、監視カメラなどを付けても青少年に有害図書類を自動販売機に収納することは禁止されています

※ご不明な点がありましたら、生涯学習課までお問い合わせください



問 生涯学習課 25・4141